

令和3年10月29日

学内自転車利用者 各位

放置自転車の処分について

本学では、下記のとおり、放置自転車の処分を行いますのでお知らせします。
なお、学内で通勤・通学に使用している自転車は、防犯登録や施錠を適切に行い、長期間駐輪しないようにしてください。

学内環境美化及び自転車のマナー向上に引き続きご協力をお願いします。

記

<実施手順について>

- ① 10月末までに、放置の疑いがある自転車に所定のタグをつけ、以下の集積場所に移動させます。

西キャンパス	東キャンパス
西本館東側（ATM裏） 法人本部棟南側 第2講義棟北側 第2講義棟南側 磯野研究館西側	東プラザ北側 東1号館東側 東1号館南側 多目的グラウンド南側

- ② 移動後、防犯登録番号等に基づき、所轄警察署に盗難の照会を行います。
※所有する自転車が上記集積場所にある場合は、防犯登録カード（防犯登録をした際の控え）等を持参の上、学生は学生支援課に、教職員は総務課にお問い合わせください。
- ③ 所有者が現れなかった自転車については放置自転車とみなし、
令和4年1月以降、順次廃棄業者に引き渡します。なお、引き渡し後の照会には応じられませんのでご注意ください。

総務部総務課
学務部学生支援課